

令和6年度 伊奈町インターンシップ実施要領

(令和6年5月16日町長決裁)

1 目的

大学等に在籍する学生を対象として、町政に関する就業体験を実施することにより、学生の就業意識の向上や動機形成、町政に対する興味や理解を深める。

2 実施期間

① 令和6年7月29日から8月2日

② 令和6年8月 5日から8月9日

※各5日間

3 対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学、大学院、短期大学（以下大学等）の学生とする。

4 募集人数

各5名程度

5 手続

インターンシップにより実習を希望する学生が在籍する大学等が申し込みを行うものとする。申し込みがあったときは、町長は速やかに書類審査により選考を行い、受け入れの可否を決定し当該大学等に通知する。

6 身分等

職員の身分は付与しない。また、報酬等いかなる金銭も支給しない。

7 服務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）及び第35条（職務に専念する義務）並びに当町が定めた誓約書に記載された内容を遵守しなければならない。

8 災害補償

実習生は、学生教育研究災害傷害保険若しくは同等以上の補償内容の保険に加入しなければならない。実習期間における学生の災害（実習生の自宅と実習先との往復における災害を含む）について、当町は一切の責任を負わない。

9 賠償責任

実習生は、学研災付帯賠償責任保険若しくは同等以上の補償内容の保険に加入し、実習期間において当町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければ

ばならない。

1 0 健康管理等

実習生はインターンシップ実施前2週間及び実施期間中は特に健康管理に留意し、感染症等の予防を徹底すること。

1 1 インターンシップの中止

実習生が前記8～10の規定に違反した場合等、業務に支障が生ずるおそれがあると認められたときは、直ちにインターンシップを中止する。

1 2 その他

この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。